

第 85 号議案

小城市適正就学指導委員会規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

学校教育法施行令の改正の趣旨に基づき、就学先決定時のみならず、早期からの教育相談・支援や就学後の支援に係る助言など適正就学指導委員会の機能拡充を図る必要があり、小城市適正就学指導委員会規則を改正する必要がある。

小城市教育委員会規則第 号

小城市適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則

小城市適正就学指導委員会規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小城市教育支援委員会規則

第 1 条中「適正就学の道を講じ」を「適切かつ継続的な教育支援を行い」に、「小城市就学指導委員会」を「小城市教育支援委員会」に改める。

第 2 条第 2 号中「的確な判定及び適正な指導」を「適正な就学に係る教育的支援」に改める。

第 3 条第 2 項第 6 号中「学職経験」を「学識経験」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 1 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 小城市子ども支援センター長

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

小城市適正就学指導委員会規則(平成17年小城市教育委員会規則第14号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>小城市適正就学指導委員会規則</p> <p>平成17年3月1日 教育委員会規則第14号 改正 平成19年 3月27日教委規則第6号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 小中学校在籍児童生徒及び就学予定児童のうち障害のある者に対し適正就学の道を講じ、特別支援教育の振興を図るため、小城市就学指導委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 小中学校特別支援学級の指導援助</p> <p>(2) 特別支援教育対象児の的確な判定及び適正な指導</p> <p>(3) 地域社会の啓発</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。</p>	<p>小城市教育支援委員会規則</p> <p>平成17年3月1日 教育委員会規則第14号 改正 平成19年 3月27日教委規則第6号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 小中学校在籍児童生徒及び就学予定児童のうち障害のある者に対し適切かつ継続的な教育支援を行い、特別支援教育の振興を図るため、小城市教育支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 小中学校特別支援学級の指導援助</p> <p>(2) 特別支援教育対象児の適正な就学に係る教育的支援</p> <p>(3) 地域社会の啓発</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。</p>

- (1) 学校医代表
- (2) 学校長
- (3) 特別支援教育担当者
- (4) 養護教諭
- (5) 保健師
- (6) 学職経験を有する者

(略)

- (1) 小城市子ども支援センター長
- (2) 学校医代表
- (3) 学校長
- (4) 特別支援教育担当者
- (5) 養護教諭
- (6) 保健師
- (7) 学識経験を有する者

(略)